

木曽川水系連絡導水路環境検討会規約（改正案）

（趣 旨）

第 1 条 本会は、「木曽川水系連絡導水路環境検討会」（以下「検討会」という。）と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。

（目 的）

第 2 条 検討会は、木曽川水系連絡導水路事業の実施に際し、関係地域における水環境や生物生息生育環境等に係る現況の把握、影響の予測と評価について指導・助言を行い、事業の適切な実施に資することを目的とする。

（構 成）

- 第 3 条 検討会は独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所長が委嘱した、別表に掲げる委員により構成する。
- 2 委員の任期は 2 年間とし、再任を妨げないものとする。
 - 3 委員の互選によって座長を置き、座長は会務を総理するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。
 - 4 座長に事故があるときは、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。
 - 5 検討会は委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。なお、出席はWEB会議システムの利用を可能とする。
 - 6 検討会は、必要に応じ、個別のテーマについて検討するワーキンググループを設置することが出来るものとし、その要領等は別途定める。
 - 7 検討会は、ワーキンググループの検討内容について報告を受け、その内容を基に指導・助言を行う。

（情報公開）

第 4 条 検討会は原則公開とし、その方法等は別途定める。

（所 掌）

- 第 5 条 検討会は、以下の事項について指導・助言を行う。なお、事務局からの要請があった場合には、これ以外の事項を対象とすることが出来る。
- ア. 影響検討項目の選定
 - イ. 調査及び予測の手法の選定
 - ウ. 調査及び予測の結果の評価

（事務局）

第 6 条 検討会の事務局は、独立行政法人水資源機構中部支社及び独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所が行う。

（その他）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に際して必要な事項は、座長が検討会に諮って対応を決定する。

附則

（施行期日）

この規約は平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

平成 20 年 4 月 24 日 一部改正

平成 21 年 2 月 10 日 一部改正

令和 7 年 9 月 日 一部改正

木曽川水系連絡導水路環境検討会規約 新旧対比表

(改正案) 木曽川水系連絡導水路環境検討会規約	(現 行) 木曽川水系連絡導水路環境検討会規約
(趣 旨) 第1条 本会は、「木曽川水系連絡導水路環境検討会」(以下「検討会」という。)と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。 (目 的) 第2条 検討会は、木曽川水系連絡導水路事業の実施に際し、関係地域における水環境や生物生息生育環境等に係る現況の把握、影響の予測と評価について<u>指導・助言を行い</u>、事業の適切な実施に資することを目的とする。 (構 成) 第3条 検討会は<u>独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所長が委嘱した、別表に掲げる委員により構成する。</u> 2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げないものとする。 3 委員の互選によって座長を置き、座長は会務を総理するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。 4 座長に事故があるときは、座長が<u>予め指名した委員</u>がその職務を代理する。	(趣 旨) 第1条 本会は、「木曽川水系連絡導水路環境検討会」(以下「検討会」という。)と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。 (目 的) 第2条 検討会は、木曽川水系連絡導水路事業の実施に際し、関係地域における水環境や生物生息生育環境等に係る現況の把握、影響の予測と評価について<u>審議し</u>、事業の適切な実施に資することを目的とする。 (構 成) 第3条 検討会は、<u>学識経験を有する委員で構成し、委員は別表のとおりとする。</u> 2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げないものとする。 3 委員の互選によって座長を置き、座長は会務を総理するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。 4 座長に事故があるときは、座長が<u>予め指名する委員</u>がその職務を代理する。

(改 正 案) 木曾川水系連絡導水路環境検討会規約	(現 行) 木曾川水系連絡導水路環境検討会規約
5 <u>検討会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。</u> <u>なお、出席はWEB会議システムの利用を可能とする。</u> 6 <u>検討会は、必要に応じ、個別のテーマについて検討するワーキンググループを設置することが出来るものとし、その要領等は別途定める。</u> 7 <u>検討会は、ワーキンググループの検討内容について報告を受け、その内容を基に指導・助言を行う。</u> (情報公開) 第4条 検討会は原則公開とし、その方法等は別途定める。 (所 掌) 第5条 検討会は、以下の事項について<u>指導・助言</u>を行う。 <u>なお、事務局からの要請があった場合には、これ以外の事項を対象とすることが出来る。</u> ア. 影響検討項目の選定 イ. 調査及び予測の手法の選定 ウ. 調査及び予測の結果の評価 (事務局) 第6条 検討会の事務局は、独立行政法人水資源機構中部支社及び<u>独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総</u>	5 検討会は、必要に応じてワーキンググループを設置し、<u>個別のテーマについて検討することが出来る。</u> 6 検討会は、ワーキンググループ<u>からの</u>検討内容について報告を受け、その内容について<u>審議する。</u> (情報公開) 第4条 検討会は原則公開とし、その方法等は別途定める。 (所 掌) 第5条 検討会は、以下の事項について<u>審議し、指導や助言</u>を行う。<u>なお、これ以外の事項についても、事務局からの要請があった場合には審議するものとする。</u> ア. 影響検討項目の選定 イ. 調査及び予測の手法の選定 ウ. 調査及び予測の結果の評価 (事務局) 第6条 検討会の事務局は、独立行政法人水資源機構中部支社及び<u>国土交通省中部地方整備局が共同で運営す</u>

(改正案) 木曽川水系連絡導水路環境検討会規約	(現 行) 木曽川水系連絡導水路環境検討会規約
<u>合管理所</u>が行う。 (その他) 第 7 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に際して必要な事項は、座長が検討会に諮って<u>対応を決定する</u>。 附則 (施行期日) この規約は平成 1 8 年 3 月 6 日から施行する。 平成 2 0 年 4 月 2 4 日 <u>一部改正</u> 平成 2 1 年 2 月 1 0 日 <u>一部改正</u> <u>令和 7 年 9 月 日 一部改正</u>	<u>ることとし、検討会に関する庶務は独立行政法人水資源機構木曽川水系連絡導水路建設所</u>が行う。 (その他) 第 7 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に際して必要な事項は、座長が検討会に諮って<u>定める</u>。 附則 (施行期日) この規約は平成 1 8 年 3 月 6 日から施行する。 平成 2 0 年 4 月 2 4 日 <u>一部改正 (目的の変更、情報公開の追加)</u> 平成 2 1 年 2 月 1 0 日 <u>一部改正 (ワーキンググループの追加、事務局の変更)</u>

別表

木曽川水系連絡導水路環境検討会

委員

氏名	分野	所属
井口 恵一朗 いぐち けいいちろう	魚類	元長崎大学 教授
岩田 伸隆 いわた のぶたか	河川管理者	国土交通省中部地方整備局河川部 総合土砂管理官
梶浦 敬一 かじうら けいいち	両生類・は虫類・哺乳類	ぎふ哺乳動物研究会
木村 妙子 きむら たえこ	底生動物	三重大学 教授
西條 好迪 さいじょう よしみち	植物	一般財団法人 自然学総合研究所 理事・顧問
佐藤 健 さとう たけし	地質・地下水	岐阜大学 名誉教授
高井 泰 たかい やすし	昆虫類	岐阜県立加茂高校 常勤講師
中村 浩志 なかむら ひろし	鳥類	信州大学 名誉教授
藤田 裕一郎 ふじた ゆういちろう	河川	岐阜大学 名誉教授
松尾 直規 まつお なおき	水質	中部大学 名誉教授
森 誠一 もり せいいち	魚類	岐阜協立大学 教授 地域創生研究所所長

(五十音順・敬称略)

木曽川水系連絡導水路環境検討会
ワーキンググループ要領（案）

（総 則）

第 1 条 本要領は、木曽川水系連絡導水路環境検討会（以下「検討会」という。）規約第 3 条に基づくワーキンググループを設置するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（ワーキンググループの組織）

第 2 条 ワーキンググループは検討会規約別表の検討会委員から、検討会座長（以下「座長」という。）が指名し組織する。

（ワーキンググループの開催）

第 3 条 ワーキンググループは座長が招集して開催する。

2 ワーキンググループは非公開で開催する。

（ワーキンググループの事務局）

第 4 条 ワーキンググループの事務局は検討会事務局が務める。

（その他）

第 5 条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則

（施行期日）

本要領は令和 7 年 9 月 26 日から施行する。

木曽川水系連絡導水路環境検討会の情報公開について（改正案）

「木曽川水系連絡導水路環境検討会」（以下「検討会」という。）規約第 4 条に基づき「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

（検討会）

- ・ 検討会は原則公開とする。ただし、検討会の円滑な運営を図るため、写真・動画撮影は、座長の挨拶までとする。

（資料）

- ・ 資料は原則公開とする。ただし、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等に係る資料は委員にのみ配布する。
- ・ 資料の公開は、独立行政法人水資源機構中部支社、揖斐川・長良川総合管理所木曽川水系連絡導水路事業推進室において閲覧可能とする。また、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所木曽川水系連絡導水路事業推進室ホームページで公表する。

（議事録）

- ・ 議事録は検討会終了後、速やかに全委員の確認を得た上で、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所木曽川水系連絡導水路事業推進室ホームページで公表する。ただし、発言者の個人名は非公表とする。

（その他）

- ・ ここに定めるもののほか、情報公開の方法等に際して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

木曽川水系連絡導水路環境検討会の情報公開について 新旧対比表

(改正案) 木曽川水系連絡導水路環境検討会の情報公開について	(現 行) 木曽川水系連絡導水路環境検討会の情報公開について
「木曽川水系連絡導水路環境検討会」(以下「検討会」という。)規約第4条に基づき「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。 (検討会) 検討会は原則公開とする。ただし、検討会の円滑な運営を図るため、写真・動画撮影は、座長の挨拶までとする。 (資料) - 資料は原則公開とする。ただし、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等に係る資料は委員にのみ配布する。 - 資料の公開は、独立行政法人水資源機構中部支社、<u>揖斐</u>	「木曽川水系連絡導水路環境検討会」(以下「検討会」という。)規約第4条に基づき「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。 (議事) - 議事は原則公開とする。ただし、検討会の円滑な運営を図るため、ビデオ、カメラ等の撮影は、座長の挨拶までとする。 <u>貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等について、非公開による審議が必要な場合は、検討会において非公開の決議を行う。</u> <u>非公開についての審議は、座長の判断により行うものとし、出席委員の過半数の賛成により決議されるものとする。</u> (資料) - 資料は原則公開とする。ただし、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等に係る資料は委員にのみ配布する。 - 公表資料は、独立行政法人水資源機構中部支社、<u>木曽川</u>

(改正案) 木曽川水系連絡導水路環境検討会の情報公開について	(現 行) 木曽川水系連絡導水路環境検討会の情報公開について
<u>川・長良川総合管理所木曽川水系連絡導水路事業推進室において閲覧可能とする。また、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所木曽川水系連絡導水路事業推進室ホームページで公表する。</u> (議事録) ・ <u>議事録は検討会終了後、速やかに全委員の確認を得た上で、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所木曽川水系連絡導水路事業推進室ホームページで公表する。ただし、発言者の個人名は非公表とする。</u> <u>(その他)</u> ・ <u>ここに定めるもののほか、情報公開の方法等に際して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。</u>	<u>水系連絡導水路建設所、木曽川用水総合管理所、徳山ダム管理所、及び長良川河口堰管理所、中部地方整備局情報公開室、木曽川上流河川事務所、及び木曽川下流河川事務所において閲覧できるよう、事務局において対応する。</u> ・ <u>なお、閲覧は閲覧場所への設置とともに、ホームページで閲覧できるようにする。</u> (議事録) ・ <u>議事録は検討会終了後、全委員の確認を得た上で、次回公開する。ただし、発言者の個人名は非公表とする。</u> ・ <u>なお、検討会結果の速やかな公表のため、議事要旨を作成し、全委員の確認を得た上で、資料とともに閲覧できるように、事務局において対応する。</u>